

Title	慶應義塾図書館所蔵の鎌倉時代の古文書二点
Sub Title	
Author	高橋, 正彦(Takahashi, Masahiko)
Publisher	三田史学会
Publication year	1963
Jtitle	史学 Vol.36, No.1 (1963. 8) ,p.66- 66
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19630800-0066

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

慶応義塾図書館所藏の

鎌倉時代の古文書二点

高 橋 正 彦

慶応義塾図書館に蔵する文書は相良家文書（大日本古文書所収）、宗家文書（一部武田勝蔵氏により史学五三、五―四に紹介された）反町文書（反町十郎氏の寄贈になるもので史学三十二卷一号と三十四卷一号に筆者が紹介した）などまとまったものが多いが、最近その所有に帰した鎌倉時代の文書のうち二点を紹介したい。

○仁和寺法親王庁下文
印（印文、仁和寺）

二品法親王庁下 布施社司住人等

可下早任二位卿下文、停止旁濫妨、從領家進止

致中年貢勤上事

副下 二位卿下文

右当社者寄進無量寿院領以來全無相違、而彼依清貞村守忠等相語武士、追捕社家、冤凌民戸、猥張行社務、依不從寺役、經院奏之処、被召下二位

卿下文如此、早任状停止旁濫妨、可勤寺役之状、所仰如件、宜承知不可違失、以下、

文治二年十一月十二日公文散位中原（花押）

別当権律師（花押） 院司威儀師（花押）

法 橋（花押）

大法師（花押）

この文書は大日本史料第四編之一に作陽志より採録されてゐるものの原本である。仁和寺法親王守覚が無量寿院領美作国布施社における在地の武士達（文中の依清、貞村、守忠等）の濫妨を停める為に下したものである。

○後深草上皇院宣

宛置西院大師生身供及見住供僧供料也、其子細被仰仁和寺准后了、定被下知歟、内々可被存知者、新院御気色如此、仍執達如件、

文永二年七月九日 権大納言（花押）

菩提院法印御房

この文書は後深草上皇が仁和寺西院にたいし、大師（弘法大師）生身供の費用と、現在それに供してゐる僧侶の経費とを下されたものである。日付の下の権大納言は葉室顯朝である。